

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 令和3年8月11日 06時45分ごろ |
| 発生場所 | 山口県徳山下松港第1区 徳山下松港東ソー第3導灯（後灯）から真方位317° 1,260m付近 （概位 北緯34° 03.9′ 東経131° 45.1′） |
| 事故の概要 | 貨物船2おやりきは、北東進中、浅所に乗り揚げた。 |
| 事故調査の経過 | 令和3年10月11日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 貨物船 2おやりき、397トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 134842、親力海運株式会社 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、四級（航海） |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 舵上部のクロスヘッド及びクラップ軸に曲損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 雨、風向 北北東、風速 約1.0m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約177cm（徳山） |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、スラグ約1,300tを積載し、船長が操船に当たり、徳山下松港第3区の錨泊場所を抜錨し、第1区の平野港岸壁（以下「本件岸壁」という。）に向けて約3ノットの対地速力で、手動操舵により北東進中、水深約4.8mの浅所（以下「本件浅所」という。）付近で船底部に衝撃を感じたものの、そのまま同岸壁に着岸した。</p> <p>船長は、乗組員に損傷の有無を確認させたところ、異常が認められなかったため、航海を続けた。</p> <p>本船は、後日、造船所に上架した際、船底部に損傷を発見した。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.2m、船尾約5.1mであった。</p> <p>船長は、徳山下松港に入航するのが2回目で、本件浅所の存在を知っていたが、本事故時、本件岸壁の手前側に着岸中の台船がいたので、目視のみに頼って前回よりも本件岸壁から距離を隔てて本件岸壁の奥側に着岸させようとして本件浅所に向かってしまったと本事故後に思った。</p> |
| 分析 | 本船は、北東進中、船長が、本件岸壁の手前側に着岸中の台船を避けて本件岸壁の奥側に着岸させる目的で、目視のみに頼って前回よりも本件岸壁から距離を隔てて航行したことから、本件浅所に向かうこととなり、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、本船が北東進中、本件岸壁の手前側に着岸中の台船を避 |

| | |
|--------------|--|
| | けて本件岸壁の奥側に着岸させる目的で、船長が目視のみに頼って前回よりも本件岸壁から距離を隔てて航行したため、本件浅所に向かうこととなり、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・船長は、目視のみに頼らず、予め海図等に避険線を設定し、船位の確認を行いながら着岸場所に接近すること。 |